

欧州連合における海洋関連法制 —欧州海上安全庁（EMSA）の活動を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任

武田 美智代

【目次】

はじめに

I 欧州海上安全庁（EMSA）の成立

II EMSA 規則改正の経緯

1 第3次改正まで

2 最終改正—背景及び概要

III 現行規則に基づく活動の概要

1 EU 法の執行監視

2 EU レベルの海事情報能力の開発及び運用

3 海洋汚染への備え、発見、対応

4 委員会に対する専門的、科学的助言

おわりに

翻訳：欧州海上安全庁を設立する 2002 年 6 月 27 日の欧
州議会及び理事会の規則 (EC)No 1406/2002

はじめに

欧州連合（EU）は、加盟 28 か国のうち 23 か国が海岸線を有する沿岸国であり、海洋への依存度が高い地域である。海洋政策は、基本的に各加盟国に委ねられているが、漁業、環境、運輸等の分野では、EU レベルの政策が求められることも多い。欧州の海洋に関する問題は相互に関連しており、EU レベルの政策枠組みを

構築することが、EU が海洋の潜在力を最大限に活用するためにも重要である。一方、国際的状況に目を転じれば、EU も加盟している 1994 年の海洋法に関する国際連合条約（1994 年発効。以下「国連海洋法条約」）の前文に「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることを認識し」⁽¹⁾と述べられている。また、持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（2002 年策定）は、海洋、島嶼、沿岸地域の重要性を述べた上で、持続可能な海洋開発確保のため、関連する機関の間の効果的な調整・協力並びに統合的、学際的かつ多分野にわたる国家レベルでの沿岸地域・海洋の管理の促進及び沿岸国の海洋政策・統合沿岸管理に関するメカニズムの開発を奨励・支援することの必要性を強調している⁽²⁾。

このような状況を背景に、欧州委員会（以下「委員会」）は、2005 年 3 月 2 日から、EU の将来の海洋政策のあり方と、それが包含する範囲について総合的に検討し、その成果物である海洋政策に関するグリーンペーパー「EU の将来の海洋政策に向けて：大洋と海洋のための欧州ビジョン」⁽³⁾を翌 2006 年 6 月 7 日に採択した。同文書は、採択後約 1 年間にわたり、各方面から広く意見・情報等を収集して、最終的に「EU

(1) United Nations Convention on the Law of the Sea, PREAMBLE. <http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf> 以下、インターネット情報は 2013 年 12 月 27 日現在である。

(2) United Nations, “Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development,” A/CONF.199/20, 4 September 2002, p.9. <<http://www.un-documents.net/jburgpln.htm#V>> なお、次の仮訳がある。外務省「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（和文仮訳）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf>

(3) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, *GREEN PAPER Towards a future Maritime Policy for the Union: A European vision for the oceans and seas*, COM(2006) 275final. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0275B:FIN:EN:PDF>> グリーンペーパーは、欧州委員会が特定の政策分野について利害関係者による議論を喚起するため作成する文書

のための統合的海洋政策」と題するブルーペーパー⁽⁴⁾にまとめられ、これに付属する行動計画⁽⁵⁾とともに、2007年10月10日に公表された。統合的海洋政策は、次の5件の政策分野に整理される⁽⁶⁾。

- ① 「ブルー・グロース」(Blue growth) : 海事分野での成長を促すための長期的戦略。海洋エネルギー、海洋鉱物資源等
- ② 「海洋知識2020」(Marine knowledge 2020) : EU各国の海洋データを取りまとめ、データ利用の効率化、海洋への理解の向上を図る取組み
- ③ 海洋空間計画 : 海洋空間における人的活動を効率的かつ持続可能なものにするための取組み
- ④ 統合的海洋監視 : EU各国の海上交通、漁業、国境管理、不法移民への対応、防衛、環境保護等を扱う海洋監視関係当局間の情報・データの共有を図る取組み
- ⑤ 各海域の戦略 : バルト海、黒海、地中海等、欧州の各海域の特徴に合わせた成長・開発戦略

この5分野のうち、特に統合的海洋監視において加盟国を支援する機関の1つが、本稿で取り上げる欧州海上安全庁(European Maritime Safety Agency: EMSA)⁽⁷⁾である。EMSAは、EUの機構とは別に独自の法人格を有するEUの専門機関の1つで、海難事故、海洋汚染、捜索救助等の事態に関するEU法の執行を監視することで加盟国及び委員会を支援している。また、EUレベルの海事情報の維持・発展に努め、統一的・効果的に海上の安全及び保安を確保するとともに、海洋汚染への備え、発見、対応等により、EUの沿岸域や海水を船舶による汚染から守っている⁽⁸⁾。本稿では、EUの統合的海洋政策の一翼を担うEMSAの活動を概観し、2013年1月15日の最新の改正を含む現行規則の翻訳を付す。

I 欧州海上安全庁(EMSA)の成立

EUが、海上の安全及び海洋環境保護に本格的に取り組むようになったのは、2000年以降のことである。その契機となったのは、1999

- (4) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS: An Integrated Maritime Policy for the European Union*, COM(2007)575final, 10.10.2007. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0575:FIN:EN:PDF>> ブルーペーパーは、グリーンペーパーに基づく議論を踏まえて、具体的な政策をまとめるための柱を示したもの。特定分野の欧州委員会による政策提言であるホワイトペーパーの前段階のものと位置付けられる。
- (5) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT: Accompanying document to the COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS: An Integrated Maritime Policy for the European Union*, SEC(2007)1278, 10.10.2007. <http://ec.europa.eu/research/mmr/docs/documents/pdf/the_maritime_policy_action_plan.pdf>
- (6) European Commission, "Integrated maritime policy." <http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/policy/index_en.htm> なお、次の表を参照 「Integrated Maritime Policyに関する5つの政策」(山野宏太郎「EU」中の表1)『調査報告書 海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』(調査資料2012-6)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, p.124.
- (7) 「欧州海上保安機関」又は「欧州海上保安庁」と訳されることが多いが、safetyとsecurityを訳し分けるため、本稿では「欧州海上安全庁」とした。なお、衆議院憲法調査会事務局が作成した『欧州憲法条約—解説及び翻訳—』(衆憲資第56号)2004.9では、「欧州海上安全庁」と訳されている。
- (8) EMSAのウェブサイト(About Usのページ) <<http://emsa.europa.eu/about.html>>; 山地哲也「欧州海上保安庁に関する研究」『海保大研究報告 法文学系』56巻2号, 2011年度, pp.111-140を参照

年12月12日にフランスのブルターニュ沖で沈没したタンカー・エリカ号（マルタ船籍）の事故で、沈没の際、約20,000トンの重油が流出し沿岸域に甚大な汚染被害をもたらされた。また2002年11月には、バハマ船籍のタンカー・プレステージ号がスペイン沖で船体に損傷を生じて漂流し、積荷油の大部分が船体から流出する事故が起こった。このときの流出油は、ポルトガル水域にまで達したといわれる。

エリカ号の事故を受け、委員会は、2度にわたって安全対策に関するパッケージ提案を行った。2000年3月21日に公表されたエリカ第Iパッケージでは、①EUにおける外国船舶の監督（Port State Control: PSC）⁽⁹⁾を強化する指令、②船級協会⁽¹⁰⁾の行う安全検査の品質管理の強化、③シングルハルトンカー⁽¹¹⁾の早期フェーズアウト（段階的排除）、の3件の計画を提示し、①は旧指令（95/21/EC）を2001年12月6日に改正（2001/106/EC）、②は船級協会に関する指令（94/57/EC）を2001年12月19日に改正（2001/105/EC：船舶検査の認定代行機関に関する共通基準）、③は早期フェーズアウトに関する新規則（(EC)No 417/2002）を2002年2月18日に採択した。このうち①及び②は、2003年7月から導入され、③は国際海事機関（IMO）で、2001年4月、「1973年の船舶による汚染防止のための国際条約に関する1978年の議定書」（海洋汚染防止条約）の改正が行われ、フェーズアウト時期の前倒しが世界的な枠組みで実施されることになった。

2000年12月6日に公表されたエリカ第IIパッケージでは、①海上の安全及び船舶による汚染防止の高度で統一的、効果的なレベルを確保する専門機関としてのEMSAの設立、②欧州における船舶通航監視及び情報交換システムの確立、③欧州水域における独自の油濁基金構想、の3件が提案された。本稿で取り上げる①のEMSAについては、2002年6月27日に設立規則（(EC)No 1406/2002。以下「EMSA規則」）が成立し、同年8月5日に公布、同じ6月27日には、②について船舶通航監視及び情報システムに関する指令（2002/59/EC）が成立した。なお③は、国際油濁補償基金（IOPCF）⁽¹²⁾で2003年5月に追加基金が設立されたことを受け、EU独自の基金は見送られた。

設立当初のEMSAは、共同体内の海上の安全及び船舶による汚染の防止において、加盟国及び委員会が適切に共同体法を適用し、その執行状況を監視し、実施された措置の効果を評価するために、加盟国等に対し技術的・科学的支援及び高度なレベルの専門性を提供することを任務としていた（EMSA規則第1条）。しかし、次に述べるように、その後の海上の治安をめぐる状況の進展に応じて、その権限が強化されることになる。なお、EMSAが活動を開始した2003年時点では、ベルギーのブリュッセルに仮事務所があったが、2003年12月の欧州理事会の決定により、2006年以降ポルトガルのリスボンに本部を置いている。

(9) 寄港国が実施する外国船舶に対する立入検査

(10) 原語は「classification society」。船舶の船体、機関、諸設備等の検査を行い、検査に合格した船舶に船級を与える中立的立場の団体

(11) 原語は、「Single Hull Tanker」。船体全部が一重船殻構造のタンカーのこと。二重船殻構造のダブルハルトンカーに比べ、事故発生時の環境負荷リスクが大きく、1992年3月の国際海事機関の海洋汚染防止条約改正で、新造船に対するダブルハル要件の義務づけ、シングルハルトンカーの段階的排除が定められた。

(12) 原語は、「The International Oil Pollution Compensation Funds」。タンカーに起因する油濁事故による汚染被害の責任と補償のための国際的枠組みの1つ。基金の加盟国内で生じた被害について、船舶所有者の補償責任限度額が被害者の補償に十分ではない場合、追加的補償を基金から支弁できる。

II EMSA 規則改正の経緯

1 第3次改正まで

EMSA 規則は、2002年6月27日の成立以降、今日までに4回にわたって改正されている。第1次改正は2003年7月22日((EC)No 1644/2003)、第2次改正は2004年3月31日((EC)No 724/2004)、第3次改正は2006年12月18日((EC)No 2038/2006)、そして最新の改正が2013年1月15日((EC)No 100/2013)に成立している⁽¹³⁾。

各改正は、主として、EUの海事立法の進展に伴って行われた⁽¹⁴⁾。第1次改正は、予算・財政手続に関する改正及びEMSAが所有する文書の公開に関するものであった(第4条、第10条、第18～第19条、第21条関連)。これに対して、2004年の第2次改正は、EMSAに新たな任務が追加され、その権限が強化されたという意味で、重要な改正であった。この契機となったのが、EMSA設立直後の2002年11月に発生したプレステージ号の事故であった。このときの改正によって、EMSA設立の目的(第1条)及び任務(第2条)規定が拡充された。具体的には、船舶による汚染への備えと対応並びに海上保安分野におけるEU権限の進展を考慮に入れ、船舶及び港湾施設の保安の強化に関する規則((EC)No 725/2004)の範囲内での海上保安に関する任務が新たに加わっている。さらに第2次改正では、IMOの「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際

条約」(Standards of Training, Certification and Watchkeeping: STCW条約)に従い、EU及び非EU諸国の両方で、EMSAが、船員の資格証明手続及び訓練の評価において、委員会を支援することが要請された。

2006年の第3次改正では、EMSAの新たな汚染対応活動に対して、2007年から2013年の期間に1億5400万ユーロの複数年財政枠組みを提供することが定められた。この資金は、EMSAが、汚染物質回収のため加盟国が利用できる汚染防止船舶を用意し、適時に汚染を発見する衛星を利用した監視サービス(CleanSeaNet)⁽¹⁵⁾を開発することを可能とするものである。

この3回にわたるEMSA規則改正によりEMSAの任務や機能は強化されてきたが、近年EMSA又はEU全体として直面する課題は対外的なものが多く、規則の内容についても、新たな状況に対応する必要に迫られていた。

2 最終改正—背景及び概要

直近の改正案は、2010年10月28日に欧州委員会で採択され、欧州議会及び理事会に送付された⁽¹⁶⁾。改正の目的は、既存のEMSAの任務と役割を明確化するとともに、海洋をめぐる国際的又はEUにおける状況の変化の下でEMSAの任務を新たな分野に広げることであった。この背景には、改正を促すいくつかの要因があった。その1つが、前述のエリカ号及びプレステージ号による大規模な海洋汚染事故

(13) 設立時及び各改正時の規則は、EMSAのウェブサイトに掲載されている。“EMSA: Legal Foundation.” <<http://emsa.europa.eu/about/what-we-do-main/legal-basis.html>>

(14) 以下の解説は、主として次の資料を参照した。EUROPEAN COMMISSION, *Proposal for a REGULATION (EU) [...] OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EC) No 1406/2002 establishing a European Maritime Safety Agency*, 28.10.2010, COM(2010)611final, pp.2-13. (EXPLANATORY MEMORANDUM) <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0611:FIN:EN:PDF>>

(15) 2005年9月に発効した船舶による汚染及び違反に対する罰則の導入に関する指令(2005/35/EC)に基づく業務。衛星を利用した、欧州海域における流出油による海洋汚染の検知及び監視のためのシステム。海洋汚染に対する加盟国の活動を支援することを目的として、EMSAが提供するサービスで、2007年4月16日に15のEU沿岸国で稼働を開始した。

(16) EUROPEAN COMMISSION, *op.cit.*(14), pp.14-22.

を踏まえ、2005年11月に委員会が提案し2009年3月に欧州議会で採択された、いわゆるエリカ第三パッケージと呼ばれる海上安全政策に関する一連の立法措置⁽¹⁷⁾である。外国船舶の監督(PSC)、船級協会、船舶通航監視、事故調査等に関する包括的な立法のパッケージは、2009年4月23日に成立、5月28日に公布された。これら規則・指令の執行にはEMSAも関与するが、当時のEMSA規則では対応できない部分もあり、委員会は、EMSA規則の改正を提案することとなった⁽¹⁸⁾。

また、EUの2018年を目標とする海上輸送戦略⁽¹⁹⁾、EMSAに対する外部評価及びそれを受けた運営委員会の勧告等により、EMSA規則のいくつかの規定を明確化し、改める必要に迫られていたことも、改正の契機となった。前記海上輸送戦略の中では、海上通航の安全に関連して、EMSAが加盟国及び委員会に提供する技術的、科学的支援をさらに拡充するため、そ

の権限及び機能を見直すべきだとされていた⁽²⁰⁾。一方、EMSA規則第22条に規定する外部評価の最終報告書が2008年4月に公表された⁽²¹⁾。この報告書は、EMSAの設立が、EUにおける海上安全分野の隙間を埋め、その任務と重要性によって当該分野の重要なアクターになってきたと評価している⁽²²⁾。運営委員会は、この報告書に基づき、EMSAの規則及び活動等に関する勧告を発したが、その冒頭に掲げられたのが、EMSA規則第22条を改正して、EMSA規則の実施評価を定期的(5年ごと)に行うことであった⁽²³⁾。そのほか、2010年3月に運営委員会により採択された2010年から2014年までの5か年戦略も、EMSA規則の改正に影響を及ぼすこととなった。

このような背景の下に委員会が提出した改正案は、①EMSAと契約した待機型流出油回収船舶⁽²⁴⁾が、沖合の施設で生じた油汚染の場合にも関与できることを明確にすること、②EUの

(17) エリカ第三パッケージが公表された時点では、計7件の指令及び規則の提案であったが、2009年時点では、2件の規則及び6件の指令(改正を含む)の計8件が成立した。採択された一連の規則・指令については、欧州委員会のウェブサイトを参照。“Maritime: Adoption of the Third Maritime Safety Package.”〈http://ec.europa.eu/transport/modes/maritime/safety/third_maritime_safety_package_en.htm〉

(18) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION: Third package of legislative measures on maritime safety in the European Union*, 23.11.2005, COM(2005)585final. p.5. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2005:0585:FIN:EN:PDF>〉

(19) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Strategic goals and recommendations for the EU's maritime transport policy until 2018*, 21.1.2009, COM(2009)8final. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0008:FIN:EN:PDF>〉

(20) *ibid.*, p.7.

(21) *Evaluation of the European Maritime Safety Agency: Final Report*, COWI A/S, April 2008. 〈http://www.cowi.com/menu/project/EconomicsManagementandPlanning/Evaluationandimpactassessment/Documents/EMSA_finalreport_Ver1_final.pdf〉

(22) *ibid.*, p.6.

(23) “EMSA Administrative Board Recommendations.” EMSA ウェブサイト 〈<http://www.emsa.europa.eu/who-are-we/admin-board/evaluation-activities.html>〉

(24) EMSAの待機型流出油回収船舶は、流出油汚染回収作業に迅速に転換できる商業船舶である。EMSAと契約した船舶は通常商業活動を行い、油の流出が発生した場合に、加盟国の要請により、通常の活動を中止して認定された流出油回収船として作業を行うことになる。EMSAのウェブサイトによれば、流出油回収船舶は現在18あり、2013年における作業は9件であった。“Stand-by Oil Spill Response Vessels.” EMSA ウェブサイト 〈<http://emsa.europa.eu/operations/network-of-stand-by-oil-spill-response-vessels.html>〉

調査（調査プロジェクトの分析及び調査の優先順位の確認を含む）における EMSA の関与を拡充すること、③ EU と国境を接する諸国のすべての海域において EU の海上安全政策を促進するため、欧州近隣政策（European Neighbourhood Policy）²⁵⁾対象国に EMSA の技術的支援を拡大すること、④ EU 海域の共通情報共有環境（Common Information Sharing Environment）の発展を背景に、拡大された輸送・海事情報サービスの基盤として EMSA の船舶輸送監視サービスの役割を明確にすること等を内容とする²⁶⁾。EMSA 規則改正案は、2013 年 1 月 15 日に成立、同年 2 月 9 日に公布された。最新の EMSA 規則は、その目的及び任務に関する規定は維持しつつ、いくつかの概念を明らかにするとともに、委員会及び加盟国等に対する EMSA の支援をより正確に定義している。参考までに、EMSA 規則の改正経過及び最新の規則に引用された EU の立法を時系列で整理した表を掲げる。

Ⅲ 現行規則に基づく活動の概要

設立当初は、海上の安全及び船舶による汚染の防止において、委員会及び加盟国を支援することが主たる任務であった EMSA も、度重な

る EMSA 規則の改正によって、その任務が明確化されるとともに拡充されてきた。現在は、EU の専門機関として、EU の海上安全に関するネットワークの中心に位置し、委員会及び加盟国と緊密な連携を保ちながら、産業界や公的機関とも協力して活動している。EMSA の任務は、大きく次の 4 点にまとめられる²⁷⁾。

1 EU 法の執行監視

EMSA は、船舶の建設及び計画的保守、船舶の調査、EU 港湾における船舶廃棄物の承認、海上施設の認可、船舶の安全、非 EU 諸国における船員の訓練並びに外国船舶に対する立入調査（PSC）等に関する EU 法の執行を監視して委員会を支援する。

2 EU レベルの海事情報能力の開発及び運用

海事情報の把握に当たっては、近年様々な情報システムが開発されている。EMSA は、EU 海域を対象に、これらシステムの運用、管理等を担っている。具体的な事例としては、EU 海域における船舶や積荷、事故等を追跡することができる船舶通航監視及び海事情報交換システム（SafeSeaNet）²⁸⁾の運用、世界で EU 船籍の船舶を確実に識別し、追跡する EU の船舶長距

²⁵⁾ EU の東方拡大に伴い、2004 年 EU が策定した政策。EU と近隣諸国との間に特惠的な経済及び政治関係を醸成することを目的とする。全ての地中海及び東欧諸国に加え、コーカサスを対象としているが、ロシアは含まれていない。2007 年から 2013 年まで、これら諸国に EU が提供した支援は、総額 120 億ユーロに及ぶ。「EU とその近隣諸国」駐日欧州連合代表部ウェブサイト〈<http://www.euin-japan.jp/union/enlargement/neighbour/>〉

²⁶⁾ European Commission, “Maritime safety: Commission proposes updated mandate of the European Maritime Safety Agency,” *Press release*, IP/10/1446, 28 October 2010. 〈http://europa.eu/rapid/press-release_IP-10-1446-nl.htm〉

²⁷⁾ “What we do.” EMSA ウェブサイト 〈<http://emsa.europa.eu/about/what-we-do-main.html>〉; European Maritime Safety Agency, *Annual Report 2012*, 30.7.2013, p.13.

²⁸⁾ 海上の安全、港湾及び海上の保安、海洋環境の保護、海上交通・海上輸送の効率性を拡充することを目的として構築された。EU 加盟国及びノルウェー、アイスランドに対して、船舶及びその動向、危険な貨物等に関する情報を収集・提供する。EMSA は、2003 年の業務開始の際、SafeSeaNet の構築、運用の責務を有することが決定された。最終的にシステムが稼働したのは 2009 年になってからである。

【表】 EMSA 規則の改正経過及び最新の同規則で引用されている EU の立法

成立年月日	名称	備考
1999.5.25	欧州不正対策局 (OLAF) により実施される調査に関する規則 (EC) No 1073/1999	
2001.5.30	欧州議会、理事会及び委員会文書への公衆のアクセスに関する規則 (EC) No 1049/2001	
2001.12.18	個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する規則 (EC) No 45/2001	
2002.6.27	EMSA を設立する規則 (EC) No 1406/2002	エリカ第Ⅱパッケージ提案
2002.6.27	船舶通航監視及び情報システムに関する指令 2002/59/EC	同上
2002.11.19	欧州共同体の一般予算に適用される財政規則に関する理事会規則 (EC, Euratom) No 1605/2002 第 185 条に規定する団体のための財政規則の枠組みに関する委員会規則 (EC, Euratom) No 2343/2002	
2003.7.22	EMSA 規則を改正する規則 (EC) No 1644/2003	EMSA の文書に規則 (EC) No 1049/2001 を適用
2004.3.31	EMSA 規則を改正する規則 (EC) No 724/2004	EMSA の任務の追加
2004.3.31	船舶及び港湾施設の保安強化に関する規則 (EC) No 725/2004	加盟国の検査業務
2005.9.7	船舶による汚染及び違反に対する罰則の導入に関する指令 2005/35/EC	CleanSeaNet の導入
2006.12.12	内陸水路船舶の技術的要件を規定する指令 2006/87/EC	
2006.12.18	船舶による汚染に係る EMSA の活動のための複数年基金について定めるとともに EMSA 規則を改正する規則 (EC) No 2038/2006	2007-2013 の汚染対応活動のための複数年財政枠組みを EMSA に提供
2007.11.8	共同体市民保護メカニズムを定める理事会決定 2007/779/EC, Euratom	
2008.6.17	海洋戦略枠組み指令 2008/56/EC	
2008.11.19	船員訓練の最低基準に関する指令 2008/106/EC	
2009.4.23	船舶の検査及び検査機関のため並びに海事運営の関連する活動のための共通ルール及び基準に関する指令 2009/15/EC	エリカ第Ⅲパッケージ提案
2009.4.23	外国船舶の監督 (PSC) に関する指令 2009/16/EC	同上。PSC 関連の技術的支援
2009.4.23	船舶通航監視及び情報システムに関する指令 (2002/59/EC) を改正する指令 2009/17/EC	同上。SafeSeaNet、LRIT の導入
2009.4.23	海上交通分野における事故調査に適用される基本原則を定める指令 2009/18/EC	同上。海難事故調査
2009.4.23	船舶検査及び調査機関の共通ルール及び基準に関する規則 (EC) No 391/2009	同上
2010.10.20	加盟国の港湾に到着し、又は加盟国の港湾から出発する船舶のための報告手続に関する指令 2010/65/EU	
2013.1.15	EMSA 規則を改正する規則 (EC) No 100/2013	

出典：筆者作成

離識別追跡システム（LRIT）⁽²⁹⁾共同データセンターの運営、新たなPSC検査体制を支援する情報システムであるTHETISシステム⁽³⁰⁾の開発・運用等が挙げられる。

3 海洋汚染への備え、発見、対応

EMSA規則の第2次改正で、海洋汚染の防止に加えて、汚染への対応が新たな任務として追加され、これを十全に実施するための監視活動が重視されるようになってきた。EMSAは、船舶による汚染からEU沿岸地域や海洋を守るため、偶発的又は意図的な環境汚染に対するEU加盟国の活動の支援を目的として、衛星画像の解析に基づく欧州の海洋汚染監視と船舶検知サービス（CleanSeaNet）を提供している。併せて、待機型流出油回収船舶の欧州におけるネットワーク（European network of stand-by oil spill response vessels）の管理も行っている。

4 委員会に対する専門的、科学的助言

実施された立法措置の有効性を評価する継続的プロセス及び新たな法改正やその進展において、EMSAは、海上の安全及び船舶による汚染防止の分野で、委員会に専門的、科学的助言

を提供する。併せて、加盟国を支援し、加盟国間の協力を促進し、優れた取組みに関する情報を広めている。

おわりに

1990年代末から2000年代にかけて頻発したタンカー事故を契機に、海上の安全及び船舶による海洋汚染防止を目的として設立されたEMSAであるが、活動開始から10年余りが経過し、海洋をめぐるEU及び国際環境の新たな進展に伴って、その任務も多様なものとなってきた。EMSAが加盟国の海上の安全及び環境管理に提供する主要な海事情報及びサービスは、漁業及び通関、法執行、国境管理、防衛等の他の海事分野のアクターにとっても有益なものとなっている。とりわけ、SafeSeaNet及びCleanSeaNet、LRIT等、海事情報の把握に当たって近年開発・運用されてきた様々なシステムは、海賊及びテロ行為防止のための治安の確保にも大きな役割を果たしている。

最近の具体的な事例としては、2011年5月に、EMSAがEU海軍部隊（EU Naval Force: EUNAVFOR）⁽³¹⁾に協力して、ソマリア沖の海賊

(29) 船舶の識別、位置、日時に関する情報を衛星通信システム等を用いて締約国のLRITデータセンターに提供することにより、世界規模での航行中の船舶の動静把握を可能とするシステム。IMO第81回海上安全委員会における「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）附属書第V章の改正に際して採用された（国家のセキュリティが採用の理由）。その後のIMO第83回海上安全委員会でLRITの目的及び範囲が拡充された結果、SOLAS締約国は、①全世界に航海している自国船籍の船舶、②自国に入港しようとする船舶、③自国沿岸から1,000海里以内を航行する船舶、の情報を把握でき、各国の海上領域認識能力を大幅に向上させ、セキュリティ面、緊急時の迅速な捜索救助活動、海難事故に伴う環境汚染への迅速な対応が可能となった。EMSAは、35か国以上をカバーするEUのLRIT共同データセンターを運営するとともに、世界のデータセンター間の船舶位置の情報交換のため、国際的データ交換を主宰している。

(30) THETISは、ギリシャ神話に登場する女神の名。エリカ第Ⅲパッケージの1つである「PSCに関する指令」（2009/16/EC）及び関連の実施規則、指令等で規定される新たなPSCの体制を実施するため重要な情報システムである。SafeSeaNetシステムをはじめ、海上の安全に関する各種データベースとも連結しており、そのサービスの対象は、港湾での外国船舶立入検査（PSC）に関するEU及び北大西洋地域の協力組織であるパリMoU加盟国（カナダ、アイスランド、ノルウェー、ロシアを含む）にも及ぶ。

(31) ソマリア沖の海賊被害の増大に対して2008年6月に国連安保理決議1816が採択されたのを受け、同年12月に立ち上げられたEU主導の軍事作戦（アタランタ作戦）実施のための加盟国による海軍合同部隊。ソマリア沖での海賊行為の抑止及び鎮圧、避難民向け食糧を輸送する国連世界食糧計画の船舶保護等を任務とする。

危険海域を航行する一般船舶を監視するためのシステム(MARSURV)を共同開発したことが挙げられる⁽³²⁾。MARSURVは、衛星による船舶の識別・追跡システムであるEUのLRITを活用し、船舶に特有の情報とその位置データをリアルタイムで統合するために設計されたシステムで、海賊が多発する海域を航行する船舶を監視し、リスク評価を行うことで海賊への対処能力が拡充されることになった。また、EMSAの船舶監視サービスは、欧州対外国境管理庁(FRONTEX)による海の国境管理業務を支援するとともに、クロマグロ資源の保存・管理に取り組んでいる欧州漁業管理庁(EFCA)の活

動にも協力している。このように、技術的分野におけるEMSAの他の専門機関等に対する協力は、業務の重複を防ぐとともに、関連する活動分野で関係機関との間に相乗効果を発揮しており、EMSAが有益な信頼のおけるパートナーとして認識されるに至っている。これらの協力関係は、EMSAが、その任務の範囲内で、加盟国及び委員会に対して提供するサービスの質を改善することにつながっている⁽³³⁾。今後EMSAが、他の関係機関と連携しながら、海洋をめぐる新たな課題にどのように対処していくのか注目される。

(たけだ みちよ)

(32) “EU NAVFOR/EMSA collaboration results in significantly increased ability to track merchant vessels in fight against piracy,” May 6, 2011. EU NAVFOR ウェブサイト〈<http://eunavfor.eu/eu-navfor-ems-a-collaboration-results-in-significantly-increased-ability-to-track-merchant-vessels-in-fight-against-piracy/>〉

(33) EMSA, *European Maritime Safety Agency: Work Programm 2013*, 27.2.2013. pp.17-18, 81. 〈<http://www.emsa.europa.eu/ems-a-documents/latest.html?start=10>〉

欧州海上安全庁を設立する 2002 年 6 月 27 日の欧州議会及び理事会 の規則 (EC) No 1406/2002

Regulation (EC) No 1406/2002 of the European Parliament and of the Council of 27 June 2002
establishing a European Maritime Safety Agency

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 武田 美智代訳

【目次】

第 I 章 目的及び任務

第 1 条 目的

第 2 条 庁の中核的任務

第 2a 条 庁の副次的任務

第 3 条 加盟国の視察及び検査

第 4 条 情報の透明性及び保護

第 II 章 内部組織及び職務権限

第 5 条 法的地位、地域センター

第 6 条 職員

第 7 条 特権及び免責

第 8 条 責任

第 9 条 言語

第 10 条 運営委員会の創設及び権限

第 11 条 運営委員会の構成

第 12 条 運営委員会の議長職

第 13 条 会合

第 14 条 投票

第 15 条 長官の職務及び権限

第 16 条 長官及び部長の任免

第 17 条 第三国の参加

第 III 章 財政的要件

第 18 条 予算

第 19 条 予算の執行及び管理

第 20 条 不正対策

第 21 条 財政規定

第 IV 章 最終規定

第 22 条 評価

第 22a 条 進捗報告

第 23 条 施行

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州共同体設立条約 [ニース条約]、特にそ
の第 80 条第 2 項に鑑み、
委員会からの提案に鑑み、
欧州経済社会委員会の意見に鑑み、
地域委員会に諮問し、
[ニース] 条約第 251 条に規定する手続 [通
常立法手続] に従って行動し
… (略) …
この規則を採択した。

第 1 章 目的及び任務

第 1 条 目的

- 1 この規則の定めるところにより、海上の安全、海上の保安、船舶による汚染の防止及び対応並びに油及びガスの施設による海の汚染対応の高度で統一かつ効果的な水準を確保することを目的として、欧州海上安全庁 (「庁」) を設立する。
- 2 この目的のため、庁は、加盟国及び委員会と協力し、第 2 条に規定する中核的任務の範

* この翻訳の出典は、次の資料である。REGULATION (EC) No 1406/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 June 2002 establishing a European Maritime Safety Agency (Text with EEA relevance) Consolidated Version (http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2002R1406:20130301:EN:PDF) インターネット情報は 2013 年 12 月 27 日現在である。なお、注はすべて訳者によるものであり、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記 (原語も含む) である。

囲内で、また該当する場合は第2a条に規定する副次的任務の範囲内で、特に加盟国及び委員会が連合の関連する法令の適切な適用を支援するため、加盟国及び委員会にこの条の第1項に規定する分野における技術的、作業上及び科学的支援を提供するものとする。汚染対応の分野に関しては、庁は、汚染の影響を受けた国の依頼があった場合に限り作業上の支援を提供する。

3 第2項に規定する支援の提供によって、庁は、適切な場合、障壁のない欧州海上輸送海域⁽¹⁾の設定を促進するため、この規則に定める海上交通及び海上輸送の全般的な効率性に貢献するものとする。

第2条 庁の中核的任務

1 第1条に規定する目的が適切な方法で確実に達成されるため、庁は、この条に定める中核的任務を遂行するものとする。

2 庁は、[次の事項において] 委員会を支援するものとする。

(a) 特に国際的な立法の進展に歩調を合わせて、連合の関連する法令の更新及び進展のための準備作業

(b) 特にこの規則の第3条に規定する視察及び検査の遂行による並びに船舶及び港湾施設の保安強化に関する2004年3月31日の欧州議会及び理事会規則(EC) No 725/2004⁽²⁾第9条第4号に従い割り当てられた検査任務の遂行において委員会への技術的

支援を提供することによる、連合の関連する拘束的な法令の効果的实施。これに関して、庁は、これらの拘束的な法令の実行可能な改正のため、委員会にいかなる提案も行うことができる。

(c) 庁の目的に関連する進行中及び終了した調査プロジェクトの分析。これは、特定の調査プロジェクトに起因して見込まれる継続措置の同定を含めることができる。

(d) 庁の目的に関する連合の立法行為において委員会に割り当てられたその他の任務の遂行

3 庁は、次の目的のために、加盟国と協働するものとする。

(a) 必要に応じ、加盟国の責任分野における関連する訓練活動を組織化すること。

(b) 連合の関連する法令の施行のために必要な国家的能力の強化に向けて、関連する作業の役務の提供を含む技術的解決を進展させること及び技術的支援を提供すること。

(c) 加盟国の要請により、旗国の権利及び義務を損なうことなく、船舶の検査及び検査機関のため並びに海事運営の関連する活動のための共通ルール及び基準に関する2009年4月23日の欧州議会及び理事会指令2009/15/EC⁽³⁾第9条に従い、加盟国に代わって認証業務を遂行する認可機関の監視を支援するため、第3条に規定する検査によって得られた適切な情報を提供すること。

(d) 船舶による汚染並びに油及びガス施設に

(1) 原語は「European Maritime Transport Space without Barriers」。EU域内の海上輸送における事務手続の排除・簡素化をねらった行動計画で、2007年10月に欧州委員会が公表したEUの統合的海洋政策(ブルーペーパー: COM(2007) 575 final)で取り上げられ、2009年1月には行動計画(COM(2009) 10 final)及び関連の指令案(COM(2009) 11 final)が採択されている。

(2) “REGULATION (EC) No 725/2004 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004 on enhancing ship and port facility security,” *Official Journal of the European Communities*, L29, 29.4.2004, pp.6-91. (以下、EU(EC)官報は「OJ」と略す。)

(3) “DIRECTIVE 2009/15/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 on common rules and standards for ship inspection and survey organisations and for the relevant activities of maritime administrations,” *OJ*, L131, 28.5.2009, p.52.

よる海の汚染の場合において、[汚染の]影響を受けた加盟国で、清掃作業の実施権限を有するものにより要請されたとき、この分野における加盟国間の既存の協力を尊重し、適切な汚染対応メカニズムが機能している沿岸国の信頼性を損なうことなく、費用対効果の高い方法で汚染対応活動を追加的手段で支援すること。必要に応じて、汚染防止活動の動員のための要請が、理事会決定 2007/779/EC, Euratom⁽⁴⁾により定められた EU 市民保護メカニズムを通じて伝えられる。

4 庁は、次に掲げるとおり、加盟国と委員会との間の協力を促進するものとする。

(a) 指令 2002/59/EC⁽⁵⁾が適用される通航監視の分野において、庁は特に関連する輸送地域における沿岸国との協力を促進し、同指令第 6b 条及び第 22a 条に規定する EU 船舶長距離識別追跡データセンター [European Union Long-Range Identification and Tracking of Ships European Data Centre] 及び連合の海事情報交換システム (SafeSeaNet)⁽⁶⁾並びに国際海事機関 (IMO)

における合意に従い国際長距離識別追跡情報データ交換システム [International Long-Range Identification and Tracking information data exchange system]⁽⁷⁾を展開及び運用する。

(b) 海賊の脅威及び海上交通分野の連合法又は国際的に合意された法的措置の下で定められた意図的な非合法行為の脅威に対抗する措置を促進するため、要請に応じ、かつ、国内法及び連合法を損なうことなく、関連する船舶位置データ及び地球観測データを、権限を有する国の機関及び権限のある連合機関に適用されるデータ保護の規則及び運営委員会又は必要に応じて指令 2002/59/EC に従って設立されたハイレベル運営グループ⁽⁸⁾によって定められた運営手続に従い提供することによって [協力を促進する]。船舶長距離識別追跡データの提供は、当該旗国の同意を条件とする。

(c) 海上交通分野における事故調査に適用される基本原則を定める 2009 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会指令 2009/18/EC⁽⁹⁾に従った海上の事故及び事件の調査分野にお

(4) 共同体市民保護メカニズムを定める理事会決定。“COUNCIL DECISION of 8 November 2007 establishing a Community Civil Protection Mechanism (2007/779/EC, Euratom),” *OJ*, L314, 1.12.2007, pp.9-19.

(5) 船舶通航監視及び情報システムに関する指令。“DIRECTIVE 2002/59/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 June 2002 establishing a Community vessel traffic monitoring and information system and repealing Council Directive 93/75/EEC,” *OJ*, L208, 5.8.2002, pp.10-27.

(6) 欧州域内及び周辺海域を対象として、2009 年から EU 加盟国及び EMSA によって運用が開始された船舶通航監視及び情報システム。指令 2002/59/EC 第 22a 条の規定により、海上の安全、港湾及び海上の保安、海洋環境保護、海上交通・輸送の促進を目的とする。

(7) 船舶長距離識別追跡システム (Long-Range Identification and Tracking system:LRIT) は、船舶の識別、位置、日時に関する情報を衛星通信システム等を用いて締約国に提供することにより、航行中の船舶の動静把握を可能とするもので、IMO における 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS 条約) 改正に関する議論の中で、2008 年 12 月 31 日から船舶への搭載が義務付けられた。

(8) 指令 2002/59/EC の別表Ⅲを参照。なお同表は、2009 年 4 月の改正によって追加されたものである。“DIRECTIVE 2009/17/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 amending Directive 2002/59/EC establishing a Community vessel traffic monitoring and information system,” *OJ*, L 131, 28.5.2009, p.112.

(9) “DIRECTIVE 2009/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 establishing the fundamental principles governing the investigation of accidents in the maritime transport sector and amending Council Directive 1999/35/EC and Directive 2002/59/EC of the European Parliament and of the Council,” *OJ*, L131, 28.5.2009, pp.114-127.

いて、関連する加盟国により要請された場合において、利益の衝突が生じないと想定するときは、庁は、深刻な又は著しく深刻な災害に関連する調査について、これらの加盟国に作業上の支援を提供し、引き出される何らかの関連する教訓に関して、連合レベルで付加された価値を特定するために、安全調査報告の分析を実施するものとする。加盟国により提供されるデータを基に、同指令第 17 条に従って、庁は毎年、海上の事故及び事件の概観を編纂するものとする。

(d) 委員会や加盟国がその活動の改善に必要な手段をとり、及び既存の立法措置の有効性及び経済性を評価することを可能とするため、客観的で信頼性の高い比較可能な統計、情報、データの提供。同任務は、技術的データの収集、記録及び評価、既存のデータベースの融合を含む現行データベースの組織的開発並びに必要なに応じ、追加データベースの開発を含むものとする。収集データを基に、庁は、外国船舶の監督⁽¹⁰⁾に関する 2009 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会指令 2009/16/EC⁽¹¹⁾により船舶に係する情報の公表において委員会を支援するものとする。

(e) 船員訓練の最低基準に関する 2008 年 11 月 19 日の欧州議会及び理事会指令 2008/106/EC⁽¹²⁾に従って提供され利用される船員に関するデータの収集及び分析

(f) 船舶による汚染及び違反に対する罰則の導入に関する 2005 年 9 月 7 日の欧州議会及び理事会指令 2005/35/EC⁽¹³⁾に従って違法な陸揚げを行う船舶の識別及び追跡の改善

(g) 油汚染の程度及びその環境への影響を監視するため、欧州流出油衛星監視サービス (CleanSeaNet)⁽¹⁴⁾の利用による、油及びガス施設による海の油汚染に関する事項

(h) IMO の専門機関、海運業に関する限り国際労働機関及び外国船舶の監督 [Port State Control] に関するパリ覚書 (「パリ MoU」) 並びに連合の管轄事項に関して連合が加盟している関係する地域組織の関連する活動に貢献するため、加盟国及び委員会のために必要な技術的支援の提供

(i) 特に、SafeSeaNet を通じたデータの電子的送信の促進及びシングルウィンドウ⁽¹⁵⁾の進展を支援することによって、加盟国の港湾に到着し、又は加盟国の港湾から出発する船舶のための報告手続に関する 2010 年 10 月 20 日の欧州議会及び理事会指令

(10) PSC (Port State Control) と略。寄港国が実施する外国船舶に対する立入検査のこと。国境を越えて移動する船舶を対象とする PSC の実施には、地域単位での協力が不可欠であるが、その最初の事例が、1982 年 7 月に欧州・北大西洋地域で採択された「パリ MoU」である。

(11) “DIRECTIVE 2009/16/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 on port State control,” *OJ*, L131, 28.5.2009, pp.57-100.

(12) “DIRECTIVE 2008/106/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 November 2008 on the minimum level of training of seafarers,” *OJ*, L323, 3.12.2008, pp.33-61.

(13) “DIRECTIVE 2005/35/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 September 2005 on ship-source pollution and on the introduction of penalties for infringements,” *OJ*, L255, 30.9.2005, pp.11-21.

(14) 海面への油の流出を防止するため、全ての欧州海域を衛星により監視するシステム。EMSA の主要な業務の 1 つで、油流出の警告等に関係国に発している。

(15) 原語は「single window」。輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス。港湾における利便性の向上、国際競争力の強化につながるとされている。

2010/65/EU⁽¹⁶⁾の実施に関して

5 庁は、委員会の要請に応じて、連合への加盟を申し出た国家及び必要に応じ、欧州近隣のパートナー諸国及びパリ MoU に参加している国々に対して、連合の関連する法令に関して、関連する訓練活動の組織化を含む技術的支援を提供する。

庁は、また、連合と地域的海域を共有する第三国に影響を与える船舶による汚染並びに油及びガスの施設による海洋汚染の場合には、EU 市民保護メカニズムを定める決定 2007/779/EC, Euratom⁽¹⁷⁾に従い、並びにこの条の第 3 項 d 号に規定する加盟国に適用される条件を類推し、支援を提供する。これらの任務は、海洋汚染に関する既存の地域協力取決めと調和させるものとする。

第 2a 条 庁の副次的任務

1 第 2 条に規定する中核的任務に支障が生じない限り、庁は、必要に応じ、庁の目的に関するこの条第 2 項及び第 3 項に規定する連合の活動の展開及び実施において、庁が専門的知見及び手段を確立し、認知する限りにおいて、委員会及び加盟国を支援するものとする。この条に規定する副次的任務は、次のとおりである。

- (a) 実体的な付加価値の創造
- (b) 活動の重複の回避

- (c) 連合の海上交通政策の利益になること。
- (d) 庁の中核的任務に有害でないこと。
- (e) 加盟国の権利及び義務、特に旗国、港湾国及び沿岸国としての権利及び義務を侵害しないこと。

2 庁は、[次に掲げるところにより] 委員会を支援するものとする。

- (a) 欧州議会及び理事会指令 2008/56/EC (海洋戦略枠組み指令)⁽¹⁸⁾の実施に関連して、海水の環境的によい状態を達成するという目標に航行に関連する要素を用いて貢献することによって、並びに SafeSeaNet 及び CleanSeaNet 等の既存の手段の成果を活用することにおいて。
- (b) 船舶からの温室効果ガス排出に関連して、特に、進行する国際的展開を追跡することにおいて技術的支援を提供すること。
- (c) 環境及び保安のための全地球的監視計画 (GMES)⁽¹⁹⁾に関しては、GMES の管轄枠組み内で海事上の目的のため GMES のデータ及びサービスの利用を促進すること。
- (d) EU 海域の共通情報共有環境の開発
- (e) 沖合にある油及びガスの可動式施設に関しては、IMO の要件の検証並びに海上交通及び海洋環境への潜在的脅威に関する基礎的情報収集
- (f) 内陸水路船舶の技術的要件を規定する欧州議会及び理事会指令 2006/87/EC⁽²⁰⁾に

(16) “DIRECTIVE 2010/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 October 2010 on reporting formalities for ships arriving in and/or departing from ports of the Member States and repealing Directive 2002/6/EC,” *OJ*, L283, 29.10.2010, pp.1-10.

(17) *op.cit.* (4)

(18) “DIRECTIVE 2008/56/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive),” *OJ*, L164, 25.6.2008, pp.19-40.

(19) 「Global Monitoring for Environment and Security」の略。ヨーロッパとアフリカを対象とした、環境とセキュリティのための監視プログラム。欧州が関係する衛星観測と地上観測を統合的に運用管理し、各種サービスを提供することを目指す。EU 及び欧州宇宙庁が協力して推進

(20) “DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 December 2006 laying down technical requirements for inland waterway vessels and repealing Council Directive 82/714/EEC (2006/87/EC),” *OJ*, L389, 30.12.2006, pp.1-260.

従って、内陸水路船舶のための船級協会⁽²¹⁾について関連する情報を提供すること。この情報は、この規則の第3条第4項及び第5項に規定する報告の一部としなければならない。

3 庁は、[次に掲げるところにより] 委員会及び加盟国を支援するものとする。

(a) ブルーベルト・コンセプト (Blue Belt concept)⁽²²⁾及び電子海事 [イニシアチブ] (e-Maritime)⁽²³⁾並びに海上輸送ハイウェイのような障壁のない欧州海上輸送海域の創設を支援する政策及びプロジェクトの成否及び実施の調査において。これは、[船舶通航監視] 指令 2002/59/EC に従い創設されたハイレベル運営グループ⁽²⁴⁾の役割を損なうことなく、特に SafeSeaNet の付加された機能性を調査することによってなされるものとする。

(b) 河川情報サービスシステムの所管官庁とともに、このシステムと指令 2010/65/EU⁽²⁵⁾ 第15条に規定する報告書に基づく海上輸送情報システムとの間の情報共有の可能性を調査することによって。

(c) 連合における海事訓練及び教育の優れた取組みの自発的交換を促進し、欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 第166条に鑑みて、海事訓練に関する連合の交換プログラムに関する情報を提供することによって。

第3条 加盟国の視察及び検査

1 委託された任務を遂行するため及びTFEUの下で委員会がその義務を果たすこと、特に関連するEU法の効果的実施の評価を行うことを支援するため、庁は、運営委員会によって策定された方法に従い加盟国の視察を実施するものとする。

2 庁は、計画された視察の時期、視察権限を有する正職員の氏名、視察の開始日及び[視察の] 予定期間について、関係加盟国に通知しなければならない。視察の実施を委ねられた庁の正職員は、派遣の目的及び狙いを特定した庁の長官からの文書による決定を提示した上で視察を実施するものとする。

3 庁は、船舶検査及び調査機関の共通ルール及び基準に関する2009年4月23日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 391/2009⁽²⁶⁾に従い連合により認定された機関について、並びに指令 2008/106/EC⁽²⁷⁾に従い第三国の船員の訓練及び認可について、連合の拘束的な法令により要求された委員会に代わり検査を実施するものとする。

4 各視察及び検査の後、庁は、報告書を作成し、委員会及び関連する加盟国に送付するものとする。

5 必要に応じ及び一連の視察又は検査の終了したときはどんな場合も、庁は、現行の措置の効果及び経済性に関する全般的な所見及び

(21) 原語は「classification society」。船舶の船体、機関、諸設備等の検査を行い、検査に合格した船舶に船級を与える中立的立場の機関

(22) 通関手続きの簡略化を通じて、域内海運を促進させるためのプロジェクト。2011年から実施し、2015年6月1日までの間継続する予定

(23) 欧州の海上輸送分野の活動に、インターネット等進化した情報技術の利用を促進し、効率的かつ持続可能な海上輸送を支援する一連の政策・戦略等を具体化したもの。電子政府及び電子企業の進展を、EUの海上輸送部門に適用したものといえる。

(24) *op.cit.* (8)

(25) *op.cit.* (16)

(26) 以下、EU船級管理規則。“REGULATION (EC) No 391/2009 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 on common rules and standards for ship inspection and survey organisations,” *OJ*, L131, 28.5.2009, pp.11-23.

(27) 船員訓練の最低基準に関する指令。*op.cit.* (12)

一般的結論を得るために、その報告書を分析するものとする。庁は、何らかの関連する教訓を引き出すため及び優れた取組みの普及を促進するため、加盟国との更なる議論に向けて、委員会にこの分析を提出するものとする。

第 4 条 情報の透明性及び保護

- 1 欧州議会、理事会及び委員会文書への公衆のアクセスに関する 2001 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1049/2001⁽²⁸⁾は、庁が所有する文書についても適用するものとする。
- 2 庁は、その任務の範囲内において自発的に伝達することができる。庁は、特に、公衆及び利益団体に対し、庁の業務に関する客観的で、信頼性が高く容易に理解することができる情報の迅速な提供を保証するものとする。
- 3 運営委員会は、必要に応じ、情報の公開前の加盟国との協議に関する取決めを含む第 1 項及び第 2 項の適用に関する実施取決めを採択するものとする。
- 4 委員会及び庁によってこの規則に従い収集され加工された情報 [の取扱い] は、個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会規則 (EC) No 45/2001 [一般データ保護規則]⁽²⁹⁾に従うものとし、庁は、機密情報の安全な取扱い及び処理を確実にするため、必要な措置をとるものとする。
- 5 規則 (EC) No 1049/2001 第 8 条⁽³⁰⁾の規定に

より庁が行った決定に対しては、オンブズマンに苦情を申し出、又は EC 条約 [ニース条約]⁽³¹⁾ 第 195 条 [TFEU 第 228 条] 及び 230 条 [TFEU 第 263 条] それぞれに規定する欧州司法裁判所に訴えを提起することができる。

第 II 章 内部組織及び職務権限

第 5 条 法的地位、地域センター

- 1 庁は、連合の団体である。それは法人格を有するものとする。
- 2 各加盟国において、庁は、その国内法の下で法人に与えられる最も広範囲の法的能力を享受する。特に、動産及び不動産を取得し又は処分することができ、法的手続の当事者となることができる。
- 3 委員会の要請により、運営委員会は、関係する加盟国の合意及び協力を得て、関係加盟国が提供する分担金も含め、予算上の関わりを考慮して、最も効率的かつ効果的な方法で、庁の任務を実施するために必要な地域センターの設立を決定することができる。そのような決定を行った場合には、運営委員会は、不要な財政的コストを回避し、既存の地域及び国家のネットワークとの協力を拡大する一方で、地域センターの活動の正確な範囲を定義するものとする。
- 4 庁は、長官が代表するものとする。

第 6 条 職員

(28) “REGULATION (EC) No 1049/2001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 30 May 2001 regarding public access to European Parliament, Council and Commission documents,” *OJ*, L145, 31. 5.2001, pp.43-48.

(29) “REGULATION (EC) No 45/2001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2000 on the protection of individuals with regards to the processing of personal data by the Community institutions and bodies and on the free movement of such data,” *OJ*, L8, 12.1.2001, pp.1-22.

(30) 確認申請の処理に関する規定 (Processing of confirmatory applications)

(31) 第 5 項は、2003 年の第一次改正で新たに付加された部分であり、ここで言う「EC 条約」は 2003 年 2 月 1 日発効のニース条約を指す。したがって、第 195 条は TFEU 第 228 条、第 230 条は TFEU 第 263 条に該当する。

- 1 欧州共同体³²⁾正職員の職員規則及び欧州共同体の他の事務職員の雇用条件並びに職員規則及び雇用条件を適用するために欧州共同体の組織により共同で採択されたルールは、庁のすべての職員に適用されるものとする。運営委員会は、委員会との合意の上で、適用するために必要な詳細ルールを採択するものとする。
- 2 第16条の規定に反しない限り、職員規則及び他の事務職員の雇用条件によって任命機関に与えられた権限は、庁が自らの職員について行使するものとする。
- 3 庁の職員は、一時的に委員会又は加盟国が任命し又は出向させる正職員及び任務の遂行に必要な場合、庁の採用する他の事務職員によって構成される。

第7条 特権及び免責

欧州共同体の特権及び免責に関する議定書は、庁及びその職員に適用されるものとする。

第8条 責任

- 1 庁の契約に基づく責任は、当該契約に適用できる法による。
- 2 欧州司法裁判所は、庁が締結した契約に定める仲裁条項に従って判決を行う司法権を有するものとする。
- 3 契約に基づかない責任の場合には、庁は、加盟国の法に共通の一般原則に従って、その任務の遂行において部局又は事務職員によって生じた損害を賠償する。
- 4 欧州司法裁判所は、第3項に規定する損害賠償に関する紛争の管轄権を有する。

- 5 庁に対する事務職員の個人的責任は、これらの者について適用すべき職員規則又は雇用条件に定める規定によって決定するものとする。

第9条 言語

- 1 欧州経済共同体で使用される言語を決定する1958年4月15日の規則第1号³³⁾に定める規定は、庁について適用するものとする。
- 2 庁の機能のため必要とされる翻訳サービスは、欧州連合の機関の翻訳センターによって提供されるものとする。

第10条 運営委員会の創設及び権限

- 1 [庁に] 運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、[次に掲げる事項を行うものとする。]
 - (a) 第16条に従って長官を任命すること。
 - (b) 庁の活動に関する年次報告を採択し、それを毎年6月15日までに欧州議会、理事会、委員会、会計検査院及び加盟国に送付すること。

庁は、毎年財政当局に、評価手続の結果に関する全ての情報を送付すること。
 - (c) 活動計画の準備の枠組みにおいて、第2条第2項d号に規定する委員会支援の要請、第2条第3項に規定する技術的支援を求める加盟国の要請、第2条第5項に規定する技術的支援の要請及び第2a条に規定する支援の要請を審査し及び承認すること。
 - (ca) 委員会の文書による意見を考慮に入れながら、5年間の庁の複数年戦略を審査し、採択すること。

³²⁾ 1993年に欧州連合条約(マーストリヒト条約)の発効により欧州連合(EU)が成立した時点で、EUを構成する3本柱の1つが欧州共同体(EC)であった。2009年のリスボン条約発効により、ECは廃止されEUに引き継がれたが、EMSA規則の制定は、リスボン条約発効前であり、当時EUは、EC、共通外交安全保障政策、刑事に関する警察・司法協力の3本の柱で構成されていた。なお、第6条はEMSA規則制定以来1度も改正されていない。

³³⁾ "REGULATION No 1 determining the languages to be used by the European Economic Community," *OJ*, L17, 6.10.1958, p.385/58.

- (cb) 庁の複数年人事政策を審査し、採択すること。
- (cc) 第 15 条第 2 項 ba 号に規定する行政取決めの草案を検討すること。
- (d) 毎年 11 月 30 日までに、委員会の意見を考慮に入れて、次の年の庁の活動計画を採択し、これを加盟国、欧州議会、理事会及び委員会に送付すること。この活動計画は、毎年の共同体予算手続に反しない限り、採択するものとする。委員会が活動計画の採択日から 15 日以内にその計画に反対を表明した場合には、運営委員会は、できる限り修正し、2 か月以内に、第 2 読会において委員会代表を含む 3 分の 2 の多数又は加盟国代表の満場一致によって、計画を再審査し採択すること。
- (e) 必要に応じ共同体の分担金その他の庁の歳入に従い調整しながら、会計年度の開始前に庁の最終予算を採択すること。
- (f) 長官による政策決定の手続を定めること。
- (g) 第 3 条に従って実施する視察の方法を定めること。委員会が当該方法の採択日から 15 日以内に反対を表明した場合には、運営委員会は、できる限り修正し、第 2 読会において委員会代表を含む 3 分の 2 の多数又は加盟国代表の満場一致によって、当該方法を再審査し採択する。
- (h) 第 18 条、19 条及び 21 条に規定する庁の予算に関する任務を遂行し、監視し、内外の様々な会計検査報告及び評価による知見及び勧告について確実に適切な追跡調査を行うこと。
- (i) 第 16 条に規定する長官及び部長の規律に関する権限を行使すること。
- (j) 手続のルールを定めること。
- (k) d 号に規定する手続に続き、庁が利用できる財政手段の最善の利用を目指して、庁の汚染への準備及び対応の活動のための詳細計画を採択すること。
- (l) この項の k 号に規定する詳細計画の財政執行及び船舶による汚染に係る EMSA の活動のための複数年基金に関する 2006 年 12 月 18 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 2038/2006⁽³⁴⁾において規定する予算に関する合意を再検討すること。
- (m) 長官の任命のための委員会による選考手続に従事するため、委員の間でオブザーバーを任命すること。

第 11 条 運営委員会の構成

- 1 運営委員会は、各加盟国の 1 名の代表及び委員会の 4 名の代表並びに最も関係ある分野から委員会によって指名された投票権を持たない 4 名の専門家で構成されるものとする。運営委員会の委員は、第 1 条に規定する分野における関連する経験及び専門技術の程度に基づいて任命される。加盟国及び委員会はそれぞれ、運営委員会に関する男女間の均衡のとれた代表を目指して努力するものとする。
- 2 各加盟国及び委員会は、運営委員会の委員に加え、その委員が不在の際に委員に代わる代理人を任命するものとする。
- 3 任期の存続期間は、4 年とする。任期は、更新することができる。
- 4 必要に応じ、第三国の代表の参加及びその条件は、第 17 条第 2 項で規定する取決めにおいて制定されるものとする。

⁽³⁴⁾ “REGULATION (EC) No 1891/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2006 on multiannual funding for the action of the European Maritime Safety Agency in the field of response to pollution caused by ships and amending Regulation (EC) No 1406/2002,” *OJ*, L394, 30.12.2006, pp.1-4. なお、規則番号の訂正 (No 1891 を No 2038 と読替え) が、2007 年 2 月 3 日付 EU 官報に掲載されている。

第12条 運営委員会の議長職

- 1 運営委員会は、委員から議長及び副議長を選出する。副議長は、議長がその任務の遂行に支障を来たした場合、自動的に議長に代わるものとする。
- 2 議長及び副議長の任期は3年とし、これらの者が運営委員会の委員を辞めた時に終了するものとする。任期は、1回更新できるものとする。

第13条 会合

- 1 運営委員会の会合は、議長が招集するものとする。
- 2 庁の長官は、審議に参加するものとする。
- 3 運営委員会は、年に2回通常委員会を開催する。更に、同委員会は、議長の発議で、又は委員会若しくは加盟国の3分の1の要請によって開催されるものとする。
- 4 機密事項又は利害対立があるとき、運営委員会は、関係する委員の出席なしに議事日程の特定の項目を審査することを決定する。この規定を適用するための詳細なルールは、手続規則において定めるものとする。
- 5 運営委員会は、その意見が有益であるいかなる人物も、オブザーバーとして会合に出席するよう招請することができる。
- 6 運営委員会の委員は、手続規則の規定に従い、助言者又は専門家により補佐される。
- 7 運営委員会事務局は、庁によって用意されるものとする。

第14条 投票

- 1 運営委員会は、投票権を有する全ての委員の3分の2の多数によって、その決定を行うものとする。
- 2 各委員は1票を有する。庁の長官は、投票を行わない。委員が欠席の際は、その代理人が欠席者の投票権を行使する資格を有するも

のとする。

- 3 手続規則は、より詳細な投票取決め、特に別の委員に代わって活動する委員の条件を制定するものとする。

第15条 長官の職務及び権限

- 1 庁は、委員会及び運営委員会の権限を損なうことなく、その職務の遂行上完全に独立した長官によって運営されるものとする。
- 2 長官は、次に掲げる職務及び権限を有するものとする。
 - (a) 長官は、庁の複数年にわたる戦略を準備し、運営委員会の委員による見解及び提案を考慮に入れながら、関連する運営委員会会合の少なくとも8週間前、委員会の諮問の後、運営委員会にそれを提出するものとする。
 - (aa) 長官は、庁の複数年にわたる人事政策案を準備し、関連する運営委員会会合の少なくとも4週間前、委員会の諮問の後、運営委員会にそれを提出するものとする。
 - (ab) 長官は、各活動に割り振られた期待される人的及び財政的資源の指摘並びに庁の汚染への備え及び対応する活動の詳細計画とともに、年次業務計画を準備し、運営委員会の委員による見解及び提案を考慮に入れながら、関連する運営委員会会合の少なくとも8週間前、委員会の諮問の後、運営委員会にそれらを提出する。長官は、それらの実施のため必要な処置をとるものとする。長官は、第10条第2項c号に従い、加盟国からの支援要請に対応するものとする。
 - (b) 長官は、委員会の諮問の後、第10条第2項g号に従い運営委員会が定める視察の方法に従って、第3条に規定する視察及び検査の実施を決定するものとする。
 - (ba) 長官は、取決め草案が協議のため運営委員会に提出された場合において、運営委員

会が 4 週間以内に反対しないというときは、庁の活動分野で活動する他の機関と行政取決めを締結することができる。

(c) 長官は、この規則の規定に従い庁の機能を確保するため、内部の行政命令の採択及び通達の公表を含む、全ての必要な処置をとるものとする。

(d) 長官は、庁の業績を、この規則に定める目的及び任務と比較することができるよう効果的な監視システムを構築するものとする。このため長官は、委員会及び運営委員会と合意の上、達成された成果の効果的な評価を可能にする独自の実績指標を定める。長官は、利用できる財政的及び人的資源の範囲内で、庁の組織構造を、発展する必要性に定期的に適応させることを保証する。これを基に、長官は、毎年一般報告草案を準備し、運営委員会による検討のためそれを提出する。報告は、庁の汚染準備及び対応活動のための詳細計画の財政執行に関する専用の部分を含み、その計画の下で資金提供された全ての活動の最新情報を提供するものとする。長官は、承認された専門的基準を満たす通常の評価手続を定めるものとする。

(e) 長官は、職員について、第 6 条第 2 項に規定する権限を行使するものとする。

(f) 長官は、第 18 条に従い、庁の歳入及び歳出の見積りを作成し、第 19 条に従い、予算を執行するものとする。

3 長官は、必要に応じて、その任務の遂行に関して、欧州議会及び理事会に報告を行うものとする。

特に、長官は、複数年にわたる戦略及び年次活動計画の準備に関して、その状況を述べるものとする。

第 16 条 長官及び部長の任免

1 長官は、運営委員会によって任命され罷免される。その任命は、第 10 条に規定するオブザーバーの意見聴取の後、功績並びに文書で証明される運営及び管理の能力並びに第 1 条に規定する分野における経験を根拠として、5 年の期間で行われる。長官は、欧州連合官報その他における長官職の公示及び関心表明の募集の公示に続いて、公開競争の後、委員会によって提案された少なくとも 3 名の候補者リストから任命される。運営委員会によって選任された候補者は、欧州議会の所管の委員会で陳述し、その委員会の委員による質問に回答するため招請されることができる。運営委員会は、委員会又はその委員の 3 分の 1 の要請によって、罷免について協議する。運営委員会は、投票権を有する全ての委員の 5 分の 4 の多数により任命又は罷免に関する決定を行うものとする。

2 運営委員会は、委員会の提案に基づき、評価報告を考慮して、長官の任期を、1 回限り最長 4 年まで延長することができる。運営委員会は、投票権のある全ての委員の 5 分の 4 の多数により、その決定を行う。運営委員会は、長官の任期延長の意向について、欧州議会に通知する。任期延長前の 1 か月以内に、長官は、欧州議会の関係委員会で陳述し、委員会の委員による質問に回答するため招請される。任期が延長されない場合、長官は、後任者の任命まで、その職にとどまるものとする。

3 長官は、1 名又はそれ以上の部長に補佐される。長官が不在又は体調不良の場合、部長のうちの 1 名がその地位を占めるものとする。

4 部長は、功績及び文書で証明される運営及び管理能力並びに第 1 条に規定する分野における専門的能力及び経験を根拠として任命される。部長は、運営委員会の肯定的な意見を

受領した後、長官によって任命され又は罷免されるものとする。

第 17 条 第三国の参加

- 1 庁は、共同体と協定を結び、それによって海上安全、海上保安、船舶による汚染の防止及び対応の分野で共同体法を採択し適用する第三国の参加を受け入れるものとする。
- 2 これらの協定の関連する規定の下で、財政的貢献及び職員に関する規定を含む、これら諸国の庁の業務への参加についての詳細ルールの性格及び範囲をとりわけ特定する取決めが展開されるものとする。

第三章 財政的要件

第 18 条 予算

- 1 庁の歳入は、[次に掲げるものにより]構成されるものとする。
 - (a) 共同体からの分担金
 - (b) 第 17 条に従い、庁の業務に参加する第三国から見込まれる寄附
 - (c) 庁によって提供される出版、訓練及び／又はその他のサービスの手数料及び負担金
- 2 庁の支出は、職員並びに運営、基幹施設及び作業の出費を含むものとする。
- 3 長官は、活動基準予算管理に基づき、次の年の庁の歳入及び歳出の見積り報告案を作成し、それを定員計画案とともに、運営委員会に提出するものとする。
- 4 歳入及び歳出は、均衡のとれたものとする。
- 5 毎年運営委員会は、歳入及び歳出の見積り報告案を基礎として、次の会計年度のため、庁の歳入及び歳出の見積り報告を作成するものとする。
- 6 この見積り報告は、暫定活動計画とともに定員計画案を含むが、遅くとも 3 月 31 日までに運営委員会によって委員会及び共同体が

第 17 条に従い協定を締結した諸国 [第三国] へ送付されるものとする。

- 7 見積り報告は、欧州連合の一般予算案とともに、委員会によって欧州議会及び理事会(「予算当局」)に提出されるものとする。
- 8 委員会は、見積り報告に基づき、定員計画に必要と認める見積り及び欧州連合の一般予算で負担すべき補助金の額を一般予算案に計上するものとし、これを庁の見積り報告と一般予算で負担すべき補助金の間の相違の解説及び理由とともに、TFEU 第 314 条 [連合の年度予算] に従い予算当局に提出するものとする。
- 9 予算当局は、庁の補助金の割当を認定するものとする。予算当局は、庁の定員計画を採択するものとする。
- 10 予算は、運営委員会によって採択される。それは、欧州連合の一般予算の最終採択の後で確定するものとする。必要に応じ、予算は、年度業務計画に適合するよう調整されるものとする。
- 11 運営委員会は、できるだけ迅速に、予算財源にとって重要な財政的意味を有するプロジェクト、特に建物の賃貸又は購入のような財産に関するプロジェクト実施の意向を、予算当局に届け出るものとする。それについて運営委員会は、委員会に通知するものとする。予算当局の支部が意見を伝達する意向を届け出た場合、支部はプロジェクトの届出日の後 6 週間以内に運営委員会へ、その意見を送付するものとする。

第 19 条 予算の執行及び管理

- 1 長官は、庁の予算を執行するものとする。
- 2 遅くとも各会計年度の終了後の 3 月 1 日までに、庁の会計官は、当該会計年度の予算及び財政管理に関する報告書とともに、委員会の会計官に暫定的な収支決算書を伝達するも

- のとする。委員会の会計官は、諸機関及び分散した団体の暫定的な収支決算書を一般財政規則第 128 条に従い統合するものとする。
- 3 遅くとも各会計年度の終了後の 3 月 31 日までに、委員会の会計官は、当該会計年度の予算及び財政管理に関する報告書とともに、庁の暫定収支決算書を会計検査院に送付するものとする。会計年度の予算及び財政管理に関する報告書は、また欧州議会及び理事会へ送付されるものとする。
- 4 庁の暫定的な収支決算書に関する会計検査院の所見を受け取り次第、一般財政規則第 129 条の下で、長官は、自らの責任で庁の最終的な収支決算書を作成し、意見を求めるためそれらを運営委員会に提出するものとする。
- 5 運営委員会は、庁の最終的な収支決算書に関する意見を伝えるものとする。
- 6 長官は、各会計年度の終了後遅くとも 7 月 1 日までに、運営委員会の意見とともに、最終的な収支決算書を欧州議会、理事会、委員会及び会計検査院に送付するものとする。
- 7 最終的な収支決算書は、公表されるものとする。
- 8 長官は、遅くとも 9 月 30 日までに、会計検査院に対して、その所見に対する回答を送付するものとする。長官はまた、この回答を運営委員会に送付するものとする。

- 9 長官は、欧州議会の要請により、一般財政規則第 146 条第 3 項に規定する当該会計年度の責任解除手続⁽³⁵⁾の円滑な適用に必要な全ての情報を、欧州議会に提出するものとする。
- 10 欧州議会は、特定多数決⁽³⁶⁾によって活動する理事会からの勧告に基づき、N + 2 年の 4 月 30 日より前に、N 年予算の執行に関して長官の責任を解除するものとする。

第 20 条 不正対策

- 1 不正、腐敗及びその他の非合法的活動と闘うために、規則 (EC) No 1073/1999⁽³⁷⁾の規定が、制約なしに、庁に適用される。
- 2 庁は、OLAF [欧州不正対策局]⁽³⁸⁾による内部調査に関する 1999 年 5 月 25 日の団体間の協定に加盟し、遅滞なく、全ての職員に適用される適切な規定を発する。
- 3 資金提供に関する決定並びにこれによる実施の協定及び文書は、会計検査院及び OLAF が、必要に応じ、庁の提供資金の受取人及びその分配に責任を有する担当者に対する現地調査を実施することができることを明確に規定するものとする。

第 21 条 財政規定

庁に適用する財政ルールは、委員会で協議した後、運営委員会によって採択されるものとする。それらは、庁の業務に特に要請され

(35) 一般財政規則第 146 条は 2012 年に改正され (規則 (EU, Euratom) No 966/2012)、責任解除手続は現在第 165 条で規定されている。

(36) 原語は「qualified majority」。理事会の議決方法で、各国が自国に割り当てられた票数 (加重票) を使って投票する仕組み。EU の拡大により、全会一致方式が一段と困難になり、EU の運営の効率化を阻害することから、ニース条約 (2003 年発効) によって特定多数決の対象となる政策領域が増加した。加盟国の加重票は、ドイツ、フランス、イタリア、英国等が 29 票で最も多く、国の大きさに準じて 9 グループに配分されている。

(37) 欧州不正対策局により実施される調査に関する欧州議会及び理事会規則のこと。原文は、「REGULATION (EC) No 1073/1999 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 May 1999 concerning investigations conducted by the European Anti-Fraud Office (OLAF),」 *OJ*, L 136, 31.5.1999, pp.1-7.

(38) 欧州不正対策局 (Office Européen de Lutte Anti-Fraude: OLAF) は、1999 年に創設された欧州委員会の部局の 1 つ。EU の汚職、不祥事等の違法行為のほか、EU の財政に関する不正を取り締まる。独立の立場で、内部・外部調査を実施する。局長は、欧州委員会、欧州議会、理事会の合意により指名され、任期は 5 年。

ず、かつ、委員会が事前の合意を与えない限り、欧州共同体の一般予算に適用される財政規則に関する理事会規則（EC, Euratom）No 1605/2002 第 185 条に規定する団体のための財政規則の枠組みに関する 2002 年 11 月 19 日の委員会規則（EC, Euratom）No 2343/2002³⁹から逸脱してはならない。

第IV章 最終規定

第 22 条 評価

- 1 一定の間隔で少なくとも 5 年ごとに、運営委員会は、この規則の実施に関する独立の外部評価を委託する。委員会は、庁がその評価に関係があると考えられる情報を庁が使えるようにするものとする。
- 2 評価は、この規則の影響並びに庁及びその業務実践の有用性、妥当性、達成された付加価値及び効率性を査定する。評価は、欧州及び国家レベルの両方で、利害関係者の見解を考慮に入れるものとする。特に、庁の任務の修正につながりうる必要性に焦点を当てる。運営委員会は、関係する当事者との協議の後、委員会との合意で、特定の調査事項を発するものとする。

- 3 運営委員会は、評価を受領して、この規則、庁及びその業務実践の変更に関する勧告を委員会へ発するものとする。評価の結論及び勧告は、委員会によって欧州議会及び理事会に送付されるとともに、公表されるものとする。必要に応じ、工程表付きの行動計画が含まれるものとする。

第 22a 条 進捗報告

2018 年 3 月 2 日までに、かつ第 22 条に規定する評価報告を考慮に入れながら、委員会は、更なる効率性の向上並びに必要な応じ庁の目的及び任務を変更するための事例を特定するため、庁が、この規則によって割り当てられた追加的責任にどのように取り組んだかを述べた報告書を、欧州議会及び理事会に提出するものとする。

第 23 条 施行

この規則は、欧州連合官報におけるその公布後 20 日目から施行する。

この規則は、その全てが拘束力を有し、全ての加盟国に、直接適用するものとする。

(たけだ みちよ)

³⁹ “COMMISSION REGULATION (EC, Euratom) No 2343/2002 of 23 December 2002 on the framework Financial Regulation for the bodies referred to in Article 185 of Council Regulation (EC, Euratom) No 1605/2002 on the Financial Regulation applicable to the general budget of the European Communities,” *OJ*, L357, 31.12.2002, pp.72-90. なお、月日の訂正（12月23日を11月19日と読替え）が、2003年1月7日付EU官報に掲載されている。